



Title	社会教育からみた憲法・「改正」教育基本法
Author(s)	姉崎, 洋一
Description	[特集] 憲法・平和・学習
Citation	月刊社会教育, 51(6), 5-11
Issue Date	2007-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44641
Type	journal article
File Information	GSK2007-6.pdf



社会教育からみた憲法・「改正」教育基本法

姉崎 洋一

はじめに

二〇〇六年十二月一日に、安倍内閣は、国会で一九四七年の教育基本法改正を可決した。二二日に公布・施行された「改正」教育基本法（以下「改正」教基法）は、学校教育及び社会教育に大きな影響を与えることが予測される。現時点では、中教審答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」（〇七年三月一日）が示した当面の教育三法（学教法、

地教法、教免法）「改正」が焦点となっているが、新聞等の報道では、今後それに止まらず、社会教育法など教育関連法三〇数本の法改正、その他少年法や福祉や労働関連法などの「改正」が予定されているとされる。そうであれば、教育現場や国民生活への統制強化と行財政改革が一層促進され、国民の基本的人権や平和、民主主義は、大きな危機を迎えることになる。また、四七年教基法「改正」に勢いを得た勢力は、現行「一九四六年憲法」改正に向けて、さまざまな政治的な動きを強めている。本小論は、一連の動向が、私たちの学びや地域づく

りにどのような影響をもたらすのか、見える「改革」と見えない「改革」を視野に入れて検討を加えようとするものである。

一 一九四七年教育基本法とは何であつたか

歴史実証的にも明らかであるが、四七年教基法は、戦後教育改革の最大の成果の一つであり、四六年憲法と一体の法律（準憲法的性質、教育憲法）であつたことは、多くが首肯するところである。従つて、保守政権が憲法改悪への水路づけとして、長年にわたり教基法「改正」を位置づけてきたことは周知の通りである。それがゆえに、国民の四七年教基法理念の地域的定着や、憲法意識の浸透は、改正勢力にとっては、大きな障壁であつた。今回の、「改正」においては、二〇〇〇年の教育改革国民会議の答申、〇三年の中教審答申の教基法見直しなどを下敷きしながら、多大な世論操作がメディアを通じてなされ、さまざまな四七年教基法パッシングが組織された。

この点で、草の根の学びが四七年教基法を守る最大の

力になるのは、明白であつた。しかし、〇六年の一年間の教基法擁護側の動きは、せめぎあいの微妙な拮抗を組織したが、世論の組織化において一歩遅れをとつた。そして、国会外の運動の臨界点に達する前に、国会勢力の力学差異がむき出しにされ強引な決着がはかられた。ただし、今回の、教基法改悪勢力は、それまでの「復古」派ばかりではなく、「復古」派と「新自由主義」の野合体であるところに特徴があり、むしろ後者の側面が強く出たことが、それまでの改正論議とは大きく異なるところであつた。審議されることはなかつたが、政府案の対案として提出された民主党案は、その意味で、政府案以上に国家主義的な面、新自由主義の側面、ややりべラ的な側面という混在を示したものであつた。そして、そのことが、政府案への対抗軸形成において及び腰を生み出す要因でもあつた。

なお、法案立法作業が非公開であつたことは、「立法事実の不在」論議を含めて、国会での実質審議を著しく低めるものであつた。一国の教育根本法の改廃に係わる審議において、行政府の作爲的な秘密主義は、立法府の機能の低下を導き、法案提案勢力が、教育論議を意識的

に避けて、単に議会の数の力に決着をゆだねたことは、まことにゆゆしき事柄であった。「改正」に至る実際の政治的経緯と力学構造の実証的な立法研究は、後年の重要な課題となろう。

二 二〇〇六年「改正」教育基本法がならったものは何であったのか

既に述べたように、改正勢力は、周到な準備を行ってきた。文部科学省の教育基本法改正のための特別プロジェクトチーム作成による「戦後教育改革の流れ」では、戦後を五期に区分し、その五期に「教育改革国民会議以降の教育改革」をあてているが、まさに二〇〇〇年以降は、その照準が明確であった。そして、さらなる具体化は、中教審での教基法の見直しと改正へ方向が出された。〇三年の与党教育基本法改正に関する協議会の設立（二〇〇三・五・一二）であり、翌年の「教育基本法に盛り込むべき項目と内容について」（二〇〇四・六・一六）の提起であった。さらに、〇六年四月の政府法案提出前には、この動きを促進するために「改正」推進勢力ⅠⅡ超党派議連「教基法改正促進委員会」：自民・民主他+

諸々の右派勢力（三月の法原案）が形成され、この動きは既に述べた「改正」推進勢力ⅡⅡ与党協議会（自民・公明）+文科省・政府を刺激した。結局、後者が四月に公表された政府案をかたちづくり、前者の超党派の一部の考え、新自由主義的改革派、さらに一部の旧社会党グループの意見を混合させたものとして、五月に民主党案が提出されたのである。

ところで、周知のように、〇六年四月の政府案の特徴は、第一に、立法手続きとしては、①明文改正、②「議員立法ではなく、政府提出法案」、③「一部改正ではなく全部改正」であり、第二は、立法の正当な根拠がなく、立法事実の不在が顕著なものであり、第三は、法案内容の戦後教育改革の否定の羅列であった。そこには、およそ、七点の性格が明白であった。①伝統と愛国心の強調：「公共の精神」「我が国と郷土を愛する」、②前文における憲法理念との接続文言の削除、③四七教基法の教育の方針二条、男女共学五条などの削除であり、その結果は、自由な教育時空間の狭まり、女性の権利の後退と役割の歴史的逆行、④国民の内心、日常生活にまで国家の道德の関与、例えば新設「教育の目標」二条、「家庭

教育」「幼児期の教育」「学校、家庭および地域住民等の相互の連携協力」の新設がそれである。⑤自治や学問の自由、建学の理念と自由、教育の自由、全体の奉仕者性、共同学習などの理念がことごとく無視され、国家統制の拡大が際だったものであった。例えば、「生涯学習の理念」、「大学」、「私立学校」、「教員」などでの国家関与は明白であった。⑥教育振興基本計画による資本と国家の政策誘導を自在にする、⑦教育行政の「直接責任性」「条件整備」義務の放棄と国家による地方教育行政の統制の強化であり、私的負担の増大、教育課程・教科書、愛国心、教員研修などの国家関与増大が明白であった。

当然のことながら、学問的な見地から見ても多くの懸念が寄せられた。たとえば、日本教育法学会会長 伊藤進氏「教育基本法案の廃案を求める声明」二〇〇六・五・二七は、その端的な例であった。ここでは、簡潔に4点の指摘がなされた。①「国民一人ひとりの自主的・自律的な人格形成の営みを保障している現行法を、国家による教育の権力的統制を正当化する法へと転換させている」②「『愛国心』や『公共心』をはじめとする多くの徳目を「教育の目標」法案2条として掲げ、「態度を

養う」という文言を介して、道徳規範を強制的に内面化させる仕組みを導入した」③「教育に関する「総合的な」施策の策定・実施権限を国に与え（法案一六条二項）、政府に「教育振興基本計画」の策定権限を与えることにより（法案一七条）、国が教育内容の国家基準を設定し、その達成度の評価とそれに基づく財政配分を通して、教育内容を統制する仕組みを盛り込んだ」④「今回の法案は、国民的な議論を経ることなく、密室で作成された。提案に際して、現行法を改正しなければならぬことの説得的な理由は何ら示されていない。憲法と一体のものとして教育のあるべき姿を定めた《教育の憲法》を改変するには、あまりにずさんな手続きといわなければならぬ。政府案に対して提出された民主党の『日本国教育基本法案』は、政府案と同様の問題点を含んでおり、また法案として一貫性・体系性を欠いている。」（傍線は姉崎）

その後、教育関連諸学会（日本教育学会、日本教育政策学会、日本社会教育学会、大学評価学会、など）（注二）や歴史、科学、その他の関連学会、民間教育研究団体、労働組合、市民団体、日本弁護士連合会、宗教団体、な

ど多種多様な反対の声が出された。報告者も、〇六年七月から九月にかけて、地域の教基法改正反対運動の一環として、道内の教育研究者の声の組織化に関わった。ここでは、おおよそ次のことが合意された。一つには、教育への権利、人権性の根拠への敵対と破壊、二つには、教育の機会均等と教育の自由な時間と空間の拡大の歴史的水準の切り崩し、三つには、個人主義的学習原理優先と共同学習原理の否定、四つには、営利商業主義原理の全面化と公共性原理の否定、五つには、国家統制・市場原理（新保守主義+新自由主義）型改革は、憲法改悪への道という内容であった。

三 二〇〇六年「改正」教育基本法にどのような立ち向かうか

「改正」教育基本法は、現実の効力をもつてくる。従って、それに、どのような研究的、実践的な立場で、対応をはかるかが今後問われる。少なくとも、以下の点が指摘されよう。

一つは、改正教育基本法の条文の国民的再解釈である。報告者は、その試みの一つを、『解説教育六法』（三省

堂）の二〇〇七年版で、他の編者とともに行なった。四七年教基法理念を生かしながら、各条文をいかにとらえるのか、その作業は共同の研究を必要とする。

二つ目の焦点は、前文に残された「日本国憲法」の精神にのっとり」の意味である。論者によつては、この場合「日本国憲法」は、改正後の「憲法」を想定していると、いう皮肉かつ醒めた見方もあるが、やはり四六年憲法に「のっとり」と解すべきである。従つて、改正教育基本法を、憲法論的にいかに豊かに再解釈するかが争点となる。そこでは、憲法的諸条項の国民的擁護発展の見地を基礎に―具体的には、学問の自由、意見表明、思想信条の自由、平和的価値、幸福追求の権利、教育を受ける権利、労働権、男女平等の諸権利などによつて、改正教基法を律していくことが求められる。憲法学の現代的地平は、必ずしも人権論的立論ばかりではない。国家統治論、現代民主主義のシステム、平和維持と自衛隊、日米安保条約との関連などで、多くの論争が存在する。(註三)その意味で、教育法学と憲法学との現代的な緊張関係を視野に入れながら、立論の水準を高めていく必要がある。

三つ目は、子どもや教職員、教育のありかたに関する

国際的条約についての新たな視野の拡大が求められる。周知のように、国際的条約の政府の遵守義務について、我が国政府の不誠実性はつとに指摘されてきた。たとえば、①ILO、ユネスコの「教員の地位に関する勧告」を活用しての日本の教職員組合の申し立て、及びそれへの政府見解、両者への共同専門家委員会からの報告、②子どもの権利条約に関して、国連子どもの権利委員会からの再度にわたる我が国政府への勧告の内容は、どちらも国際的水準からみて、日本の権利擁護水準の低さや不誠実性が強く指摘されてきたといえる。この意味で、改正教基法が現場レベルに悪影響を及ぼさないよう、国際的な視野からも運動を進めること、同時に国家法の横暴を規制する自治体条例の創造が、重要な課題となる。

四つ目は、教育法以外の関係諸法の擁護発展—少年法、児童福祉法、労働法制など—の運動である。政府や財界が露骨に本音を出しているだけに、関連諸分野との連携が重要である。教育再生会議（二〇〇七・一・二四第一次報告）、規制改革会議（教育委員会制度の抜本的見直し、二〇〇七・二・一五）、経団連（希望の国、日本）二〇〇七・一・一）などの一連の改革構想の意図を見抜

き、対抗的グランドデザインを描くことは、今後の重要課題である。

四 むすび——ポスト二〇〇六年改正教育基本法と社会教育の動向をにらんで

教育再生会議に劣らず短期間でまとめられた中教審答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」（二〇〇七・三・一〇）は、明確に、教育3法と並んでポスト改正教基法の方向を示唆していた。現時点では、社会教育における影響は次の点が予測される。

第一は、地教法改正、教免法改正、学教法改正のおよぼす影響である。それは、端的には一つは、教育委員会の所管領域の縮減である。文化、スポーツの一般行政部局への委託が自治体裁量で可能であることが明言されている。二つには、改正教基法第一三条の学校、社会教育、家庭教育の連携強化（警察もそれに加わる）の危険性である。

第二は、社会教育法はどうなるかである。四七年教基法の第2条削減の影響は、大きく、社教法3条をはじめ

社教法の全面改正が必至である。危惧されるのは、生涯学習振興整備法の「生涯学習」政策に社会教育が包摂される形で法の改正である。

第三は、すでに起きつつあることの拡大である。たとえば、①指定管理者制度の浸透・普及、②社会教育施設・職員の解体動向、③社会教育関係職員のワーキングプア化、④住民のニーズや悩みに応えきれない職員の無力感、非力感、などは、残念ながら一層促進されることは否めない。しかし事実を正確にとらえること。そこから出発するしかない。歴史に、権力に踏まれつばなしの民衆はいない。

(あねざき・よういち 北海道大学)

注1 教育関連一五学会共同公開シンポジウム準備委員会編『教育基本法改正案を問う』(学文社、二〇〇六)

注2 箕輪登、竹岡勝美、小池清彦『我、自衛隊を愛す 故に、憲法九条を守る』(かもがわ出版、二〇〇七) この本の広告は、自衛隊の専門紙『朝雲』にも掲載され注目を浴びた。

月刊社会教育／七月号 目次

特集Ⅱ人が育ちあう地域へ

自治と文化を耕す共同学習を紡ごう

かがり火

小田 章

論文

貝塚市における社会教育職員の専門性のあゆみ

村田 和子

実践報告

保育園は大人と子どもの社会教育の場

市原 悟子

「図書館からのまちづくり」へかかわる活動

森崎シズ子

NPO法人・安心して老いる会―公民館の学びから地域へ

松岡美代子

奈良から発信―なら生涯学習・社会教育実践分析セミナー

片岡 弘勝

座談会

人が育ちあう地域社会へ―社会教育・公民館の役割、私たちの実践 佐野万里子／浜川めぐみ／沼野伸子／岡野智

子／司会：堀内秀雄